

1 やまぼうしの事業プロフィールと事業経営の課題を共有していきます！

～内閣府「NPO 法人の活動実態調査」令和 2 年度版から見えてきたこと～

この調査は 3 年に 1 回実施されています。

認証法人 6,201 法人（標本調査） 51,260 法人（母数） 認定法人 1,146 法人（全数調査）
全国で、NPO 法人は 51,260、そのうち 認定 NPO 法人は 1,146 法人。

1. 法人前身体体の設立時期

1,990 年以前 認定法人 5.4% 最大 2002 年 7.5% 2020 年 0.1%

やまぼうしの前身 おちかわ屋は 1985 年。障壁のない地域社会日野を創る会は 1990 年ですので最古参組

2. 代表者の年代

認定法人 最大 70 歳代以上 42.0% 60 歳代 30.9%

やまぼうしは、理事長が 79 歳ですので最高齢・副理事長の選任は急務。

3. 主な活動分野（複数回答）

認定法人 第 1 位 保健、医療又は福祉の増進を図る活動 54.9% 第 2 位 こどもの健全育成を図る活動 50.8% 社会教育の推進を図る活動 39.8% 第 4 位 まちづくりの推進を図る活動 34.9%

やまぼうしは、まちづくりがメインで、福祉の増進がサブ

4. 抱える課題

認定法人 第 1 位 人材の確保や教育 66.7% 第 2 位 収入源の多様化 56.4% 第 3 位 後継者の不足 46.2%

やまぼうしは、後継者の確保が最大の課題 次いで、人材の確保と育成 利用者工賃原資の確保

5. 企業等との連携

認定法人 第 1 位 企業等からの寄付の受け入れ 69.6% 第 2 位 企業等からの助成金の受け入れ 58.0% 第 3 位 企業等との共同事業・共同開発 44.1%

やまぼうしは、共同事業・共同開発を最大課題にしている。

6. 主たる収入源

認定法人 第 1 位 個人や民間からの寄付金 27.0% 第 2 位 会員からの会費収入 19.5% 第 3 位 行政からの委託または指定管理者としての収入 15.9%

やまぼうしは、経常収益は、4億9500万円 福祉事業収益が4億1477万円で83%。この間経営改善計画の成果で、単年度収支の黒字化を達成してきました。また事業見直しで事業高は5億円を下回っています

寄付金収入は、	令和元年	168口	4,681,216円	令和2年	159口	3,863,593円
	令和3年	138口	2,694,057円	令和4年	172口	2,300,000円

利用者・家族・職員の1口3,000の年会費がベースです。ピーク時には1千万近くの寄付金がありましたが、毎年減少傾向です。しかし、いずれも強制ではなく、任意となっていますので職員の中でも未納の方はいます。その一方、利用者家族の大半は協力いただいています。これは、やまぼうしの創設期に、全く公的助成がない時期に、施設入居者が地域自立のために、自分たちの「障害基礎年金」を取り崩して、おちかわ屋の事業資金に充当してきた歴史があるからです。またスタッフも「市民サポーター」として無償で事業参画されてきました。創世期の人たちは、ほとんどいなくなっていますが、やまぼうしは、多くの市民の献身的な努力に支えられてきたことは事実です。また、初期から、この20年、毎年万単位のご寄付を継続されている方が数多くおられます。この30年間、金融機関からの貸し付けが受けられなかった期間、会費・寄付金は貴重な独自財源でした。また、この会費・寄付金が認定NPO法人の認証基準をクリアする上で、極めて重要な役割を発揮してくれたことは、間違いありません。

今後、新たな共生型の事業創出には、膨大な資金調達が必要となります。従来型の寄付金頼みでは、到底資金調達出来ないことは明白です。しかし、近年、新たな「休眠預金」や「PFI方式」の資金調達が注目されてきています。やまぼうしも、新たな事業企画で事業資金を調達できる事業企画力のアップが不可欠となっています。

7.借入金 有無 認定法人 借入無し 75.2% 借入有り 24.8%

やまぼうしも、多摩信からNPO融資を受けるようになったのは2014年。NPO融資の第1号。しかし、理事長の連帯保証人付きだった。借入れしたくとも、多くのNPO法人は受けられないのが現状。

8.年間役員総報酬額

認定NPO法人の年間報酬総額 平均値123万円、最大値2,720万円

やまぼうしは、創設以来 役員報酬0できている。しかし、このことが、理事長の後継者を確保する壁となっている。早急に役員報酬規定の改定が必要である。

事業型NPO法人としては、全国レベルでも先駆的な事業展開をしていると評価されている。しかし、次世代へどう事業承継していくのか、具体的なプログラムを策定していかなければならない。

*令和5年度の決算では、当期正味財産増減額が14,647,286円計上して、法人全体の単年度収支での黒字化は達成できた。しかし、令和6年度からは、福祉報酬の大幅改訂が打ち出されてきている。それは、この20年間続いてきたが、国は大転換することに舵をきった。

II 障害者福祉サービス等報酬改訂への適切な対応を全ての事業所で行います。

～法人と事業所のサバイバルの命運を決める。～

【第1】令和6年度障害者福祉サービス等報酬改定に係る基本的な考え方への共通理解を深める

1. これまでの経緯

○ 障害者自立支援法（現・障害者総合支援法）の施行から17年が経過し、現在、障害福祉サービス等の利用者は

約 150 万人、国の予算額は約 2 兆円となっており、施行時と比較すると、それぞれ約 3 倍以上となっている。

○ また、令和 3 年 12 月に「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて～中間整理～」がとりまとめられ、同報告書に基づき児童福祉法等の一部改正が行われ、さらに令和 4 年 6 月に「障害者総合支援法改正法施行後 3 年の見直しについて～社会保障審議会障害者部会報告書～」がとりまとめられた。

同報告書に基づき、障害者総合支援法・精神保健福祉法等の一部改正が行われたところであるが、障害福祉サービス等報酬の改定により対応すべき事項についても、同報告書において指摘されている。

○ またこの間、「障害児通所支援に関する検討会」や「地域で安心して暮らせる精神保健医療福祉体制の実現に向けた検討会」、「強度行動障害を有する者の地域支援体制に関する検討会」等の各種検討会における報告書等がとりまとめられ、これを踏まえた対応が求められている。

さらに、昨年 5 月には、令和 6 年度から令和 8 年度までの第 7 期障害福祉計画及び第 3 期障害児支援計画を作成するための基本方針が示された。

○ このような状況の中、障害福祉分野における賃上げをはじめとする人材確保への対応は喫緊かつ重要な課題であり、物価高騰・賃金上昇、経営の状況、支え手が減少する中での人材確保の必要性等を踏まえ、利用者が必要なサービスを受けられるよう、必要な処遇改善の水準の検討を含め、必要な対応を行うことが重要な課題であるとされた。

○ 障害福祉サービス等報酬改定検討チームにおいては、昨年 5 月から 18 回にわたって議論を行い、この間 49 の関係団体からヒアリングを実施した上で、個々のサービスの現状と論点を整理しながら検討を積み重ねてきた。11 月には令和 5 年障害福祉サービス等経営実態調査結果を公表し、12 月 6 日には、「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な方向性について」をとりまとめられた。

「令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の概要」は、上記の経緯等も踏まえつつ、これまでの検討内容を整理し、取りまとめたものである。

令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の基本的な考え方

○ 昨年末の令和 6 年度予算の編成過程において、令和 6 年度障害福祉サービス等報酬改定の改定率は全体で +1.12%（改定率の外枠で処遇改善加算の一本化の効果等があり、それを合わせれば改定率 +1.5% を上回る水準）とし、障害福祉分野の人材確保のため、介護並びの処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現に向けて、介護との収支差率の違いも勘案しつつ、新規参入が増加する中でサービスの質の確保・向上を図る観点から、経営実態を踏まえたサービスの質等に応じたメリハリのある報酬設定を行うとされた。

○ また、既存の加算の一本化による新たな処遇改善加算の創設に当たっては、今般新たに追加措置する処遇改善分を活用し、障害福祉の現場で働く方々にとって、令和 6 年度に 2.5%、令和 7 年度に 2.0% のベースアップへと確実につなげるよう、配分方法の工夫を行うこととし、今回の改定が、福祉・介護職員の処遇改善に与える効果について、実態を把握することとされた。

今回の報酬改定では、処遇改善分について 2 年分を措置し、3 年目の対応については、上記の実態把握を通じた処遇改善の実施状況等や財源とあわせて令和 8 年度予算編成過程で検討することとされた。

○ これを踏まえ、喫緊かつ重要な課題である人材確保対策について必要な処遇改善を行うとともに、障害者が希望する地域生活の実現、多様なニーズに応える専門性・体制の評価、支援時間・内容を勘案したきめ細かい評価、アウトカムに基づく評価等について、取り組んでいく必要がある。このため、以下の基本的な考え方に基づき、各サービスの報酬・基準についての見直しを行う。

《 7 障害者が希望する地域生活を実現する地域づくり 》

① 障害者が希望する地域生活を実現・継続するための支援の充実 ○ 障害者の入所施設や病院からの地域移行を進め、障害者がどの地域においても安心して地域生活を送れるよう、地域生活支援拠点等の整備の推進、グループホームにおける一人暮らし等の希望の実現、支援の実態に応じた適切な評価の実施、障害の重度化や障害者の高齢化などの地域ニーズへの対応等を行う。

障害者が希望する生活を実現するために重要な役割を担う相談支援について質の向上や提供体制の整備を図るとともに、障害者本人の意思を尊重し、選択の機会を確保するため、意思決定支援を推進する。

○ 特別な支援を必要とする強度行動障害を有する障害者等への支援体制の充実を図る。

② 医療と福祉の連携の推進 ○ 診療報酬、介護報酬と同時改定である機会をとらえ、医療機関と相談支援の連携について、多様なニーズに対応しつつ、さらなる促進を図る。

○ 医療的ケア児の成人期への移行にも対応した医療的ケアの体制の充実や重度障害者が入院した際の特別なコミュニケーション支援の充実を図る。

③ 精神障害者の地域生活の包括的な支援

○ 精神保健福祉法改正に伴い、精神障害者等が地域社会の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、医療、障害福祉・介護、住まい、就労等の社会参加、地域の助け合い、教育・普及啓発が包括的に確保された「精神障害にも対応した地域包括ケアシステム」の構築を一層推進する観点から、入院から退院後の地域生活まで医療と福祉等による切れ目のない支援を行えるよう、医療と障害福祉サービス等との連携を一層進めるための仕組みに対する評価を行う。

《 8 社会の変化等に伴う障害児・障害者のニーズへのきめ細かな対応 》

① 障害児に対する専門的で質の高い支援体制の構築 ○ 児童発達支援センターを中核に、身近な地域でニーズに応じた必要な発達支援が受けられる体制整備を進めるとともに、地域の障害児支援体制の充実を図る。

○ 適切なアセスメントとこどもの特性を踏まえた総合的な支援・専門的な支援や関係機関との連携強化等を進め、個々の特性や状況に応じた質の高い発達支援の提供を推進する。

○ 医療的ケア児や重症心身障害児、強度行動障害を有する児をはじめ、より専門的な支援が必要な障害児への支援の充実を図り、障害特性に関わらず地域で安心して暮らし育つことができる環境整備を進める。

○ 養育支援や預かりニーズへの対応など、保護者・きょうだいへの家族支援を推進し、家族全体のウェルビーイングの向上を図る。

○ 保育所等への支援を行いながら併行通園や保育所等への移行を推進するなど、インクルージョンの取組を推進し、障害の有無に関わらず全てのこどもが共に育つ環境整備を進める。 ○ 障害児入所支援について、家庭的な養育環境の確保と専門的支援の充実、成人期に向けた移行支援の強化を図り、施設での障害の育ちと暮らしを支える。

② 障害者の多様なニーズに応じた就労の促進

○ 障害者の一般就労への移行や就労支援施策は着実に進展している中で、さらに障害者の就労を支援するため、事業

の安定的、効率的な実施、生産活動収支や工賃の改善を図る。

○ 本人の就労ニーズや能力・適性ととも、就労に必要な支援や配慮を整理し、個々の状況に応じた適切な就労につなげる新しい障害福祉サービスである就労選択支援の円滑な実施に向けて対象者等の要件について整備する。

《ウ 持続可能で質の高い障害福祉サービス等の実現のための報酬等の見直し》

- サービス提供事業者や自治体の事務・手続き等の負担軽減の観点から、事務簡素化等に取り組む。
- 障害者虐待の防止・権利擁護のため、身体拘束適正化の徹底や同性介助の推進を図る。
- 障害福祉サービス等の持続可能性の確保の観点から、長期化した経過措置への対応の検討なども含め、メリハリのきいた報酬体系とするとともに、サービスの内容・質に応じた評価や、透明性の向上を図る。

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定の施行時期

令和6年度障害福祉サービス等報酬改定については、令和6年4月1日施行（就労選択支援に関する改定事項については、令和7年10月1日施行）とする。ただし、今般新たに追加措置する福祉・介護職員の処遇改善分及び処遇改善加算等の一本化については、令和6年6月1日施行とする。

III **やまぼうしの新時代を切り拓く「中長期事業プラン」と実効性のある「経営改善計画」を練り上げるスタートの年とします。**

「地域共生社会」の実現に向けた包括的な支援体制の構築の意義についての「法人内の共通理解を深める」ことから始める。

※厚労省地域共生社会推進室令和5年8月3日発行の資料を全職場で読み合わせて、感想意見を集約します。

共生社会ってなんだ！を改めて問い直すこと

- ◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会

地域共生社会とは

◆制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が『我が事』として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて『丸ごと』つながることで、**住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく社会**



キーワードは、分野毎の縦割りや支えて・受け手という関係を超えていく！
人と人、人と資源が世代や分野を超えて、丸ごとつながる。地域における人と資源の循環！
就労や社会参加の場や機会の提供。多様な主体による暮らしの支援への参画！
多用途性を尊重し包摂する地域文化の創造！

課題A

「伴走型支援」と「地域住民の気にかける関係性によるセーフティネットの構築」に寄与していきます。まちづくりNPO法人やまほうしの真価を発揮する。

～従来型の自立支援や就労支援・相談支援事業の行き詰まりをどう打開するかを模索していきます～

伴走型支援

○一人ひとりが多様で複雑な問題に面しながらも、生きていこうとする力を高め（エンパワーメント）、自律的な生を支える支援（※）自律・・・個人が主体的に自らの生き方を追求できる状態にあること
○「支える」「支えられる」という一方向の関係性ではなく、支援者と本人が支援の中で人として出会うことで、互いに学び合い、変化する。

十 これらが重なり合うことで、地域におけるセーフティネットが充実していく

地域住民の気にかける関係性

地域の居場所などにおける様々な活動・専門職による関わりの下、地域住民が出会い、学び合う機会・多様なつながりが生まれやすくする為の環境整備に留意していきます。

- 1.相談支援・・・包括的な相談支援の体制
- 2.参加支援・・・既存の地域資源の活用の核充
- 3.地域づくりに向けた支援

やまぼうしが長年にわたって実践してきた成果と限界性（平山台やくらしごと、グループホームの行き詰まりを打開していく道筋を模索していく。

多分野とのフラットホーム形成など、交流・参加・学びの機会をコーディネートする事業体の形成を目指しましょう

～次世代のやまぼうしに求められる役割と事業提携の促進にどう降り組むか～

課題B 多摩の各市で始まっている取り組みの進捗状況に注目し、連動していきます。

- ☆ **立川市の重層的支援体制整備事業**・・・令和4年4月 地域福祉課創設
- ・令和4年度相談支援包括化推進員 配置 ・アウトリーチ専門員・地域福祉コーディネーター

地域福祉アンテナショップの開設

ここここサロン（全部型） にんじん立川 地域交流スペース（協働型） カフェ ユルク（協働型）

- ☆ **八王子市 まるごとサポートセンター** 開設 令和5年9月

社協の自主事業を、八王子市が設置し、社会福祉協議会が運営するスタイルに変更

制度の谷間で苦しんできた ひきこもりや8050、ごみため込みなどの方々への **伴走型支援**

- ☆ **多摩市 多摩市版地域包括ケア ネットワーク連絡会** 設置

性的指向・性自認（SOGI）に関する悩みなどにLGBT電話相談、「犯罪被害者など相談窓口 開設

包括的な相談支援体制 ・・平和・人権課 TAMA 女性センター

生活相談の実施により、在住外国人の日常生活の課題解決、誰もが暮らしやすい多文化共生社会の推進

- ☆ **日野市は現在 計画策定 準備中。**

課題C 令和5年11月18日 日野市企画経営課 「平山台の今後の進め方（案）」発表のその後の展開に参画していきます。日野市及び地元からの期待に応じていきます。

令和6年度における進め方（案）：入居団体の代替場所の検討。跡地活用の検討。

情報共有 年4回程度の「勉強会」・ワークショップを予定

団体の進捗状況・個別具体的に代替の検討をすすめる。

日野市の考えている 検討の5つの視点

1. 民間活用を前提とし、跡地利用、土地利用の検討をしていく。
2. 土地の売却はせず、市所有の中での跡地活用、土地利用を考えていく。
3. 団体が占有して使用する場合は、有料となる可能性が高い。
4. 次世代の地域の担い手である 若い世代の意見を取り入れながら進めていく。
5. 平山地域における法規制に留意し、現行の用途地域・地区計画の中で、検討を進めていく。

八王子側・・・市街化調整区域・人口抑制・緑、農地、自然を守る

日野市側・・・第一種住居専用地域・住環境を保護する地域

両市の都市計画上の用途制限に留意し、検討を進めていく。

平山まちづくり勉強会（案）

1. 目的・・・地域の歴史 ・成り立ち ・地域の現状を知る・
2. メンバー・・・地域に関心ある方・次世代を担う若い世代
3. テーマ・・・地域の成り立ち・歴史・平山の都市計画・平山地域の課題・土地利用における民間手法 年間4回程度を予定

※ 【上記の市との合意事項が、この間具体化してきました。】

日野市「おかのうえプロジェクト」スタート 令和6年6月1日

第1回 平山まちづくり勉強会～官民連携について学ぶ

株式会社 日本総合研究所 リサーチ・コンサルティング 部門

地域・共創デザイングループ マネージャー 江頭慎一郎氏 講師

「平山台跡地利用計画」策定に向けたPPP/PFI活用の可能性について

日野市経営企画課・産業振興課長、平山台自治会・やまぼうし（伊藤・田中・菊池・亀井）

本格的な地域交流拠点づくりの各地の先進事例が豊富に例示されました。

課題 D やまぼうしとミレットロードの事業提携による短時間就労の機会拡充に取り組みます。

令和6年2月のやまぼうし理事会で大筋了解された両法人間の事業提携が急展開しています。

4月末に、ミレットロードの就労B型事業所「共に働くたまたまばこ」が、八王子市松が谷のスーパー跡地の拠点から撤退する事態となった。東京都・八王子市との協議に結果、たまたまばこの利用者・スタッフの緊急避難先として、やまぼうし平山台に移籍することになりました。

予想外の展開であったが、平山台のセントラル・キッチンを使用しての、働く場の確保を要請し、利用者14名とスタッフ3名の受け入れをしていただいた。幸いほとんどの利用者は、3月期から「椎茸の乾燥・袋詰め・販売作業」を平山台で試行し、なじんできたこともあり、大きな混乱もなく切り変えて、6月から正式に利用者登録と職員の「在籍出向契約」（1年間）を結ばせていただく段取りが整いつつあります。

平山台の皆さんと本部関係者の全面的なご理解とご協力に心より感謝申し上げます。今年度は就労支援事業分野での提携の細目を詰める作業に早急に取り組みます。

とりわけ、就労B型利用者の企業就労の壁を打開するために、ミレットロードから「移籍」しNさんの、ミレットロードの国立カフェへの短時間就労が実現してきています。今後、継続して多様な就労支援（企業就労）の出口として、ソーシャルファーム（社会的企業）としてのミレットロードの積極活用を順次図っていくこととします。

IV, やまぼうしとミレットロードの事業提携を締結します。

農福商工学の重層的多元的フラットホームへの事業参画の第1歩に

やまぼうしとミレットロードが核となり、農・福・商・工・学連携事業の本格化に着手します

第1期（三カ年2024～2026）は、やまぼうしとミレットロードの両法人間の事業提携を具体化するとともに、協議の整った関係事業者と個別の事業提携書を締結していきます。

その際、法人創設時からの今日に至る先駆的取り組みを教訓化し、やまぼうしの次の新たな事業目標を設定し、順次事業化していくこととします。

- ① 法人創設時の「農あるまちづくりへの障害者等参加事業試行事業」の先駆的意義の再確認と鈴木牧場の再生事業も視野に入れる。
- ② 2012年の第2回「農と食 障害者の社会的事業を創るセミナー（於 法政大エッグドームカフェ）」で目標としてきたことを実現するときを迎えた。（別紙 報告集参照）
- ③ 社会福祉法人虹の会（滋賀）の移動商店街（移動販売）による 買い物 支援事業（農・福・商・工）などの先進的事例に学び、さらに学校を加えた「農・福・商・工・学の多元的重層的プラットフォームの拡充を目指します。

【やまぼうしとミレットロードの事業提携協定（第1期分）の締結について】

やまぼうしとミレットロードの「地域協働」提携契約書

（第1期 2024年度～2026年度）

認定NP0法人やまぼうし（以下「甲」という）と、一般社団法人ソーシャルファームミレットロード（以下「乙」という）は、以下のとおり地域協働提携契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（目的）

本契約は、長年にわたり独自の「共に生き・働くまちづくり」を積み上げてきた認定NP0法人やまぼうしの「次なる事業体制再構築」の実現に向けて、一般社団法人ソーシャルファームミレットロードが展開している「F（フード）・E（エネルギー）・C（ケア）自給圏ネットワーク形成事業との具体的な「地域協働」を一步一步積み上げていくことを目的とする。

目的実現に向け、甲と乙は、①「重層的多元的協働事業体」と②「共生型事業拠点」の創出事業を主要な柱として、年次毎に具体的なアクションプログラムの策定を進めていく。

第2条（協働提携の内容）

甲と乙は、双方が実施する事業に関して、当面对応が求められている事案を優先し、以下協力し合うものとする

（1）甲の役割

- ① 都立大学の改修工事のため、来年度から2年間事業休止となる「都立大エーコンカフェのスタッフ・利用者の、「都立大7号館マルシェ」の通年営業体制の事業調整。
- ② 「やまぼうし平山台」の事業再編と地元自治会等との「シビックセンターづくり」への検討会への参加と移動販売の条件整備をミレットロードと連携して対応していく。
- ③ ミレットロード「たまたばこ」の利用者の「やまぼうし平山台」への円滑な「移籍」と支援スタッフのミレットロードからの「在籍出向」での受け入れと、提携契約書に準ずる金額を支払う。（2024年度末で、契約の更新・条件について協議する。）

（2）乙の役割

- ① やまぼうし平山台利用者の「国立カフェでの「短時間就労」の実績づくりへの協力。
- ② 都立大国際会館厨房スペースの活用に向けて、やまぼうしと協働していく課題と「日野市百草」の「東邦歯科医療専門学校」の食堂や講堂の活用策の事業調整
- ③ やまぼうし平山台の跡地利用計画策定に向けた、事業構想の関係団体との事業検討プロジェクトへの参画と移動販売事業の段階的実施。移動販売事業の活性化による「販路拡大」への協力。
- ④ やまぼうしと協働して、都内での各種イベントの機会拡大と売り上げ増に向けた企画調整担当者の配置。

⑤ 多摩防水技研を始めとする重層的事業提携先との新たな事業分野の開拓の促進

3 第1条及び第2条を踏まえ、就労Bの利用者ごとに個別支援計画を協議し、条件を取り決めるものとする。その取り決めた条件は、当該就労Bの利用者の状況により協議の上、変更出来るものとする。

4 甲は、乙の役割における費用を、乙の指定する銀行口座宛に振込む。なお振込手数料は甲の負担とする。

第3条（秘密保持）

甲および乙は、本契約に関連して知りえた他の当事者の技術上・経営上の一切の秘密を他の当事者の書面による承諾がない限り、第三者に漏洩または開示してはならない。ただし、以下のものはこの限りでない。

- ①他の当事者から知得する以前にすでに所有していたもの
- ②他の当事者から知得する以前にすでに公知のもの
- ③他の当事者から知得した後に、自己の責によらない事由により公知とされたもの
- ④正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務をとまわずに知得したもの

2 前項は、本契約の終了後も効力を有する。

（契約解除と損害賠償請求）

第4条 当事者の一方が本契約条項に違反した場合、相手方は、催告のうえ本契約を解除することができる。

2 当事者の一方の債務不履行により他の当事者が損害を蒙ったときは、相手方当事者に対し、その賠償を請求することができる。

（契約期間中の契約終了時の処理）

第5条 理由の如何を問わず、本契約が契約期間中に終了した場合は、契約終了月まで精算するものとする。

（協議）

第6条 本契約に定めのない事項、または本契約の条項の解釈に関して疑義が生じたときは、甲乙誠意をもって協議のうえ、これを決定する。

（合意管轄）

第7条 甲及び乙は、本契約に関する争いについては、東京地方裁判所を専属的合意管轄裁判所とする

第8条（契約期間）

附則

この規定は、2025年6月1日から施行する。いずれの当事者から何らの意思表示なき場合、同じ条件でさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。

附則 この提携契約書は、2024年6月 日 から施行する。

以上、本契約の成立を証するため、本書2通を作成し、甲乙各記名押印のうえ、各1通を保有する。

2024年 6 月 日

甲 特定非営利法人やまぼうし 印

乙 一般社団法人ソーシャルファームミレットロード 印

以上